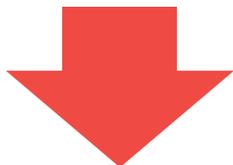


黒潮町は、滞納処分強化に取り組んでいます

町税などを滞納したまま放置されると、滞納している人の財産(給与、預貯金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など)を差押さえます。

■滞納処分の流れ

納入通知書の発送



督促・催告

納期限までに完納されない場合、原則として20日以内に督促状を送付します。

督促後も納付がない場合、催告書兼差押予告通知書を送ることもあります。

※督促手数料として100円が加算されます。

※納期限から延滞金が発生しています。



財産調査・搜索

官公庁・金融機関・勤務先・取引先などに対して財産調査を行います。場合によっては自宅などの強制捜査(搜索)を行います。なお、本人の承諾は必要ありません。



差 押

督促に応じず、納付の意思がない場合は、財産調査や搜索で把握した財産を差押えます。本人の意思に関わらず強制処分として行われます。



換 価

売却を必要とする差押財産は公売により換価されて滞納町税などに充てます。

■家宅搜索も実施しています

税金は、納税者の皆さんが定められた期間内に自ら納めていただくものです。納期限までに納付がない場合は「滞納」となり、督促後も未納の場合は、地方税法などに基づいた滞納処分を行うこととなります。

町では町税などの重要な自主財源を確保するため、納めていただいた人との公平性を保つためにも、納税に誠意が見られない人に対し、財産を差押えるなどの滞納処分を行っています。

また、財産調査の一環として家宅搜索を行うこともあり、差押えた動産などをインターネット公売などにより換価して滞納税へ充てるなど滞納処分を実施しています。



家宅搜索の様子

■困ったときは

災害、病気、失業、事業の廃止や著しい損失など、納付が困難な特別な事情がある場合、または、どうしても納付が困難な場合は、税務課収納係にご相談ください。

○お問合わせ

本庁 税務課 収納係 ☎43-2816